

神奈川県労働局発表

平成25年9月30日

(担当)

神奈川県労働基準部賃金課

賃金課長 澁谷 健一

賃金指導官 高橋 宏幸

TEL 045-211-7354 (直通)

## 神奈川県最低賃金19円の引上げへ

— 発効日平成25年10月20日 —

神奈川県労働局長は、神奈川県最低賃金を19円引き上げ時間額868円に改正することを決定し、平成25年9月20日官報公示を行った。

1 神奈川県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月5日、神奈川県労働局長（久保村日出男）から神奈川県最低賃金審議会（会長 柴田悟一）に対し諮問を行った。

同審議会は審議の結果、8月23日、現行の時間額849円を19円引き上げて868円に改正する（引上率2.24%）ことが適当である旨の答申を行った。

これを受けて神奈川県労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、神奈川県最低賃金を時間額868円とする決定を行い、9月20日、官報公示を行った。これにより、効力発生日は10月20日となる。

2 今後、神奈川県労働局では、10月20日から適用される改正された神奈川県最低賃金額868円の周知に努めるとともに、県内各労働基準監督署における講習会や監督指導の実施等により、履行確保を図ることとしている。

3 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「神奈川県最低賃金総合相談支援センター」（電話 045-641-0111）を設けている。

1 最低賃金制度とは

最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、鉄鋼業最低賃金のように、特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」(神奈川では7業種)の2種類がある。

2 改正最低賃金法(抜粋)

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

【参考】

平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき、生活保護水準の最新のデータ(平成23年度)と平成23年10月1日に改正発効された神奈川県最低賃金(時間額836円)とを比較したところ神奈川県最低賃金が22円下回り、かつ、平成24年度の神奈川県最低賃金の改正(時間額849円)による引上額13円を加えても9円下回っていたが、今年度の改正で乖離解消することとなった。

# 神奈川県で働くすべての方へ。

## 確認しましょう！最低賃金

# 868円

時間額

神奈川県のこれまでの最低賃金 849円から **19円アップ** ↑

**[発効日] 平成25年10月20日**

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。

パートやアルバイトなどの  
雇用形態にも適用されます！

### 必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

- 最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか？
- 賃金は最低賃金額以上になっていますか？
- 使用者は適用される最低賃金額を周知していますか？

スマホ、携帯で調べよう！自分の賃金と比べよう！



パソコンでも最低賃金がチェックできます！

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



## 厚生労働省

最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ

# 最低賃金制度とは？

POINT



働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



# 適用される対象者は？

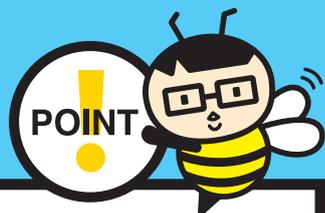
働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

最低賃金額以上に  
なっているかの

# チェック方法は？

POINT



支払われる賃金※と適用される最低賃金額を、以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合

$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

(2) 日給の場合

$\text{日給} \div 1 \text{日平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

$\text{日給} \geq \text{最低賃金額 (日額)}$

(3) 月給の場合

$\text{月給} \div 1 \text{か月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

(4) 上記(1), (2), (3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(1), (3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。



# 中小企業の経営革新をバックアップ!

## 応援リレー セミナー

in  
大和

10月24日(木) 午後2時～5時

場所

大和商工会議所 2F中会議室  
神奈川県大和市中央1-5-40

受講料  
無料

定員  
40名

経営革新セミナー 午後2時～3時

### 第Ⅰ部

### 経営革新計画の 承認申請のすすめ方

講師

■承認申請を手伝う専門家  
中小企業診断士 井上 真伯さん

■承認申請受付機関  
神奈川県産業労働局中小企業支援課 職員  
(かながわ中小企業成長支援ステーション)

新事業の  
取組み応援

労務改善セミナー 午後3時～4時30分

### 高齢者雇用に係る 助成金等支援策の紹介

### 第Ⅱ部

講師

■助成金等の申請を手伝う専門家  
社会保険労務士 石川 弘子さん

■無料の専門家派遣等の相談窓口  
中小企業総合相談センター

労務改善の  
取組み応援

個別相談会 午後4時30分～5時 ご希望の方は申込書に○を付けてください。

主催 公益社団法人 けいしん神奈川 共催 大和市商工会議所  
神奈川労働局委託事業「中小企業総合相談支援事業」

